



市章

大津市公報

平成27年3月31日
号外(第16号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則	
17	大津市児童福祉負担金徴収等規則…………… 1
18	大津市次世代育成支援対策推進本部設置規則を廃止する規則…………… 6
19	大津市廃棄物等処理対策本部設置規則を廃止する規則…………… 6
20	大津市保育の実施に関する規則を廃止する規則…………… 6
21	大津市児童福祉負担金条例施行規則を廃止する規則…………… 6
○ 告 示	
64	道の駅妹子の郷地域振興施設の指定管理者の指定について…………… 7

規 則

大津市児童福祉負担金徴収等規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第17号

大津市児童福祉負担金徴収等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項及び第3項の規定に基づく費用の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助産の実施に係る負担金の額)

第2条 法第22条第1項の規定による助産の実施に要した費用のうち、当該助産の実施を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者（本人と同一世帯に属し、生計を一にしている者に限る。）をいう。以下同じ。）から本市が徴収する額は、別表第1の規定により算定した額とする。

(母子保護の実施に係る負担金の額)

第3条 法第23条第1項の規定による母子保護の実施に要した費用のうち、当該母子保護の実施を受けた者又はその扶養義務者から本市が徴収する額は、別表第2の規定により算定した額とする。

(措置による保育に係る負担金の額)

第4条 法第24条第5項又は第6項の措置に要した費用のうち、当該措置に係る児童の扶養義務者から本市が徴収する額は、別表第3の規定により算定した額とする。

(課税状況に関する書類の提出等)

第5条 助産の実施若しくは母子保護の実施を受けようとする本人又はその扶養義務者はその申請の際、法第24条第5項又は第6項の措置を受けた児童の扶養義務者はその決定の後、課税状況を確認することができる書類を提出し、又は福祉事務所長（法第24条第5項又は第6項の措置に関するものについては、市長。以下同じ。）が税務関係行政機関から課税状況に関する資料の提供を求めることについての同意書を提出しなければならない。

2 母子保護の実施を受けている本人若しくはその扶養義務者又は法第24条第5項若しくは第6項の措置を受けた児童の扶養義務者は、その母子保護の実施又は措置の決定を受けた年度の翌年度以降、毎年度、課税状況を確認することができる書類を提出し、又は福祉事務所長が税務関係行政機関から課税状況に関する資料の提出を求めることについての同意書を提出しなければならない。

(負担金の決定の通知)

第6条 福祉事務所長は、負担金の額を決定し、又は変更したときは、遅滞なく、当該負担金を納付する義務を有する者（以下「納付義務者」という。）に通知するものとする。

(負担金の納付)

第7条 納付義務者は、負担金を、助産の実施に係るものにあつてはその受けた時に、母子保護の実施又は法第24条第5項若しくは第6項の措置に係るものにあつてはその月分を当該月の末日（その日が休日等（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）であるときは、その日後の最初の休日等でない日）までに納付しなければならない。

(負担金の減免)

第8条 福祉事務所長は、次に掲げる事由があることにより納付義務者が負担金を納付することが困難であると認めるときは、納付義務者からの申請に基づき、当該負担金を減免することができる。

- (1) 納付義務者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (3) 納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (5) 納付義務者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものであるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる特別の事由があると福祉事務所長が認めるとき。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、負担金の徴収等に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

助産の実施に係る負担金額表

助産の実施を受けた本人の属する世帯の税額等による階層区分		負担金の額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までに受けた助産の実施に係る負担金の額については、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯	2,200円
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が右の区分に該当するもの	均等割の額のみ の世帯 4,500円
C 2		所得割の額がある 世帯 6,600円
D	A階層及びB階層を除き前年分（1月から6月までに受けた助産の実施に係る負担金の額については、前々年分）の所得税課税世帯であって、その所得税の額が8,400円以下のもの	9,000円

備考

- 1 この表中「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を控除して得た額をいう。
- 2 この表中「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を控除して得た額をいう。
- 3 この表中「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項各号（同項第2号及び第3号にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）に限る。）のいずれかに該当する特定寄附金に係る部分に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 4 妊産婦の属する世帯がこの表に掲げる階層区分のいずれにも該当しない場合は、助産の実施を行わないものとする。
- 5 妊産婦の属する世帯がC1階層、C2階層又はD階層に該当する場合において、当該妊産婦が社会保険の被保険者若しくは組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付（以下「出産一時金」という。）を受けることができる額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると保険者が認める場合において、同条第1号に規定する保険契約に係る保険料相当額として出産一時金に加算される額を除く。以下同じ。）が404,000円以上であるときは、助産の実施を行わないものとする。
- 6 前項に規定する場合のほか、妊産婦の属する世帯がD階層に該当する場合は、真にやむを得ない特別の理由があると認められるときを除き、助産の実施を行わないものとする。
- 7 助産の実施を受けた本人が出産一時金を受けることができる場合は、その出産一時金の額に、同人の属する世帯が、B階層に該当するときは20パーセント、C1階層又はC2階層に該当するときは30パーセント、D階層に該当するときは50パーセントをそれぞれ乗じて得た額を、この表の負担金の額に加えるものとする。
- 8 この表の負担金の額は、助産施設に入所した日から退所した日までの期間に係るものとする。

別表第2（第3条関係）

母子保護の実施に係る負担金額表

母子保護の実施を受けた本人の属する世帯の税額等による階層区分		負担金の額(月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層及びD階層を除き、当該年度分（4月から6月までに受けた母子保護の実施に係る負担金の額については、前年度分）の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円	
C1	均等割の額のみ	200円	
C2	所得割の額のある世帯	1,300円	
D1	A階層を除き、前	15,000円以下	2,500円
D2	年分（1月から6	15,001円から40,000円まで	4,700円
D3	月までに受けた母	40,001円から70,000円まで	7,300円
D4	子保護の実施に係	70,001円から183,000円まで	12,500円
D5	る負担金の額につ	183,001円から403,000円まで	18,600円
D6	いては、前々年分）の所得税の課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	403,001円から703,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）から2,000円を控除して得た額
D7		703,001円から1,078,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）から2,000円を控除して得た額
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）から2,000円を控除して得た額
D9		1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実

		施に要する費用の支弁額 (その額が 51,400円を超えるときは51,400円とする。) から2,000円を控除して得た額
D10	2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額 (その額が 61,200円を超えるときは61,200円とする。) から2,000円を控除して得た額
D11	3,117,001円から4,173,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額 (その額が 71,900円を超えるときは71,900円とする。) から2,000円を控除して得た額
D12	4,173,001円から5,334,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額 (その額が 83,300円を超えるときは83,300円とする。) から2,000円を控除して得た額
D13	5,334,001円から6,674,000円まで	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額 (その額が 95,600円を超えるときは95,600円とする。) から2,000円を控除して得た額
D14	6,674,001円以上	その月のその世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額から2,000円を控除して得た額

備考

- 1 この表中「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を控除して得た額をいう。
- 2 この表中「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割 (この所得割を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を控除して得た額とする。
- 3 この表中「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項 (同条第2項各号 (同項第2号及び第3号にあっては、寄附金に限る。))のいずれかに該当する特定寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (平成10年法律第23号) 附則第12条
- 4 月の途中に母子保護の実施を開始し、又は解除した場合におけるその月の負担金の額は、日割により算定する。この場合において、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3 (第4条関係)

法第24条第5項又は第6項の措置に係る負担金額表

措置に係る児童の保護者の税額等による階層区分		負担金の額(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	措置を受けた月において生活保護法による被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者又は里親である保護者	0円		0円
B1	A階層を除き、措置を受けた月の属する年度 (当該	0円		0円

	受けた月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。)において市町村民税非課税世帯に属する保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)			
B 2	A階層を除き、措置を受けた月の属する年度において市町村民税非課税世帯に属する保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。)	1,300円		1,000円
C 1	A階層を除き、措置を受けた月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	6,600円		4,700円
C 2	A階層を除き、措置を受けた月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。)	13,300円		9,500円
D 1	A階層を除き、措置を受けた月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が、次の区分に該当する保護者	48,600円未満	15,400円	11,700円
D 2		48,600円以上57,400円未満	18,600円	14,800円
D 3		57,400円以上84,400円未満	22,700円	19,300円
D 4		84,400円以上97,000円未満	29,600円	26,400円
D 5		97,000円以上122,500円未満	34,200円	32,600円
D 6		122,500円以上147,300円未満	39,500円	29,400円
D 7		147,300円以上169,000円未満	44,400円	
D 8		169,000円以上223,600円未満	53,400円	
D 9		223,600円以上301,000円未満	56,700円	
D 10		301,000円以上332,200円未満	59,700円	
D 11		332,200円以上397,000円未満	63,600円	
D 12		397,000円以上	76,300円	

備考

- 1 この表において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 2 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは児童と同一の世帯に属する者のいずれかが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは児童と同一の世帯に属する者のいずれかが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいい、「所得割合算額」とは児童と同一の世帯に属する者についての同項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課するものを除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定により控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額をいう。
- 3 この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない児童をいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない児童をいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している児童をいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
- 4 この表において、「要保護者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(同法による被保護者を除く。)又は要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(児童の保護者である場合に限る。)
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないもの

(以下「在宅障害児」という。)に限る。)

- (4) 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けた者 (在宅障害児に限る。)
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (在宅障害児に限る。)
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児童 (在宅障害児に限る。)
 - (7) 国民年金法 (昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (在宅障害児に限る。)
- 5 児童の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 6 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍し、家庭的保育事業等による保育を受け、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている児童が同一世帯に2人以上いる場合における負担金の額は、当該児童のうち、最年長者である児童に該当する児童にあってはこの表に定める額とし、最年長者に次いで年長者である児童に該当する児童にあってはこの表に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、これらのいずれにも該当しない児童にあっては0とする。
- 7 前項の規定により負担金の額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

.....
大津市次世代育成支援対策推進本部設置規則を廃止する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第18号

大津市次世代育成支援対策推進本部設置規則を廃止する規則

大津市次世代育成支援対策推進本部設置規則 (平成15年規則第97号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
.....

大津市廃棄物等処理対策本部設置規則を廃止する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第19号

大津市廃棄物等処理対策本部設置規則を廃止する規則

大津市廃棄物等処理対策本部設置規則 (昭和55年規則第44号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
.....

大津市保育の実施に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第20号

大津市保育の実施に関する規則を廃止する規則

大津市保育の実施に関する規則 (平成10年規則第39号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
.....

大津市児童福祉負担金条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第21号

大津市児童福祉負担金条例施行規則を廃止する規則
大津市児童福祉負担金条例施行規則(平成12年規則第12号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第64号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成27年3月31日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 道の駅^{いも}妹子の郷^{まこと}地域振興施設
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市木戸130番地の3 大津志賀地域振興観光株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 大津市道の駅地域振興施設条例(平成26年条例第80号)の施行の日から平成30年3月31日まで